



消費生活だより



今回の
トラブル

台風や大雨などの災害に 便乗した点検商法に注意！

～突然来訪した業者から屋根工事を勧められた事例～



事例

業者が突然訪問してきて、「先日の台風で、おたくの屋根がズレているのが見えた。まずは点検させてほしい。」と言われたので、了承した。点検後、屋根の写真を見せられ「ひび割れもあり、このままでは危険だ」と言われたので屋根工事の契約をしてしまった。



消費者庁イラスト集より

POINT



- ・突然訪問してきた事業者にあやうに点検させないようにしましょう。
- ・補修工事の勧誘をされても、その場では契約せず、複数の事業者から見積もりを取るようにしましょう。
- ・大雨や地震、台風などのあとに、火災保険や地震保険を使って無料で修理しないか、と勧誘をしてくる事業者もいます。話をうのみにせず、自分で加入先の保険会社に確認しましょう。
- ・困ったこと、不安なことがあれば、消費生活センターにご相談ください。

「おかしいな」「困ったな」と感じたら、気軽にご相談ください。

岡山市消費生活センター

相談専用 : ☎ (086) 803-1109
(消費者ホットライン188も可)

受付時間 : 月～金曜日 9時～16時(祝日・年末年始除く)

対象者 : 岡山市内在住の方(県外・市外の方はお住いの地域の消費生活相談窓口をお願いします。)

消費生活相談
フォームによる
ご相談は
こちらから→

